

半 期 報 告 書

(第142期中)

株式会社 トマト銀行

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
3 【経営上の重要な契約等】	9
第3 【提出会社の状況】	10
1 【株式等の状況】	10
2 【役員の状況】	15
第4 【経理の状況】	16
1 【中間連結財務諸表】	17
2 【その他】	44
3 【中間財務諸表】	45
4 【その他】	54
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	55

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年11月27日

【中間会計期間】 第142期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

【会社名】 株式会社トマト銀行

【英訳名】 TOMATO BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 高 木 晶 悟

【本店の所在の場所】 岡山県岡山市北区番町2丁目3番4号

【電話番号】 岡山(086)800-1830

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 小 田 義 行

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区鍛冶町1丁目7番11号
株式会社トマト銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)5256-1030(代表)

【事務連絡者氏名】 東京支店長兼東京事務所長 日 笠 正 規

【縦覧に供する場所】 株式会社トマト銀行神戸支店
(神戸市中央区元町通5丁目1番8号)
株式会社トマト銀行大阪支店
(大阪府大阪市中央区南船場2丁目3番2号)
株式会社トマト銀行東京支店
(東京都千代田区鍛冶町1丁目7番11号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近 3 中間連結会計期間及び最近 2 連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2022年度 中間連結 会計期間	2023年度 中間連結 会計期間	2024年度 中間連結 会計期間	2022年度	2023年度
		(自2022年 4月1日 至2022年 9月30日)	(自2023年 4月1日 至2023年 9月30日)	(自2024年 4月1日 至2024年 9月30日)	(自2022年 4月1日 至2023年 3月31日)	(自2023年 4月1日 至2024年 3月31日)
連結経常収益	百万円	11,423	11,530	13,006	23,041	24,065
連結経常利益	百万円	1,249	991	1,034	2,747	2,312
親会社株主に帰属 する中間純利益	百万円	875	704	704	—	—
親会社株主に帰属 する当期純利益	百万円	—	—	—	1,879	1,530
連結中間包括利益	百万円	△616	1,317	5	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	167	3,342
連結純資産額	百万円	53,793	55,176	56,459	54,204	56,828
連結総資産額	百万円	1,315,569	1,308,834	1,364,337	1,311,185	1,342,501
1株当たり純資産額	円	3,803.13	3,914.45	4,026.50	3,839.12	4,058.14
1株当たり中間純利益	円	69.02	54.08	53.95	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	149.18	118.66
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益	円	41.92	34.12	35.79	—	—
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益	円	—	—	—	89.97	74.09
自己資本比率	%	4.08	4.21	4.13	4.13	4.23
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△93,673	△1,783	29,769	△110,251	6,805
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△3,079	△2,764	△682	2,061	8,855
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△388	△489	△423	△828	△840
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	96,144	79,230	127,749	84,266	99,086
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	798 [242]	792 [233]	783 [237]	767 [245]	768 [234]

(注) 1 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末株式引受権－（中間）期末新株予約権－（中間）期末非支配株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 銀行法第14条の2の規定に基づく2006年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出した連結自己資本比率は、8ページに記載しております。

(2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第140期中	第141期中	第142期中	第140期	第141期
決算年月		2022年9月	2023年9月	2024年9月	2023年3月	2024年3月
経常収益	百万円	8,473	8,599	9,865	16,956	17,876
経常利益	百万円	1,135	904	888	2,464	2,100
中間純利益	百万円	818	664	620	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	1,708	1,412
資本金	百万円	14,310	14,310	14,310	14,310	14,310
発行済株式総数	千株	普通株式 11,679 第2回A種 優先株式 1,000	普通株式 11,679 第2回A種 優先株式 1,000	普通株式 11,679 第2回A種 優先株式 1,000	普通株式 11,679 第2回A種 優先株式 1,000	普通株式 11,679 第2回A種 優先株式 1,000
純資産額	百万円	52,492	53,865	54,641	52,955	55,105
総資産額	百万円	1,305,732	1,299,021	1,354,180	1,301,176	1,332,106
預金残高	百万円	1,198,086	1,200,376	1,248,717	1,213,371	1,233,106
貸出金残高	百万円	1,004,696	1,019,142	1,043,000	1,020,640	1,040,443
有価証券残高	百万円	170,788	168,830	157,651	163,956	158,493
1株当たり配当額	円	普通株式 25.00 第2回A種 優先株式 82.50	普通株式 25.00 第2回A種 優先株式 82.50	普通株式 25.00 第2回A種 優先株式 82.50	普通株式 50.00 第2回A種 優先株式 165.00	普通株式 50.00 第2回A種 優先株式 165.00
自己資本比率	%	4.02	4.14	4.03	4.06	4.13
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	761 [224]	753 [218]	742 [223]	731 [227]	727 [220]

(注) 1 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計－(中間)期末株式引受権－(中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 銀行法第14条の2の規定に基づく2006年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出した単体自己資本比率は、8ページに記載しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間（2024年4月1日～2024年9月30日）のわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の回復等もあり、緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、海外経済の減速懸念や物価高等、先行きについては、不透明な状況が続いております。

当社グループの主な営業基盤である岡山県におきましても、個人消費が牽引し、緩やかに回復しつつありますが、物価高等が地域経済に与える影響には十分注意する必要があります。

このような環境のなか、当中間連結会計期間の業績は、次のとおりとなりました。

主要な勘定におきましては、預金残高は、個人・法人ともに増加し、前年度末比144億円増加して1兆2,469億円（前年同期比472億円増加）となりました。また、預り資産残高（預金、譲渡性預金、投資信託、公共債及び個人年金保険の合計）は、前年度末比157億円増加して1兆4,230億円（前年同期比558億円増加）となりました。貸出金残高は、住宅ローンの増加を主因に、前年度末比24億円増加して1兆384億円（前年同期比237億円増加）となりました。有価証券残高は、前年度末比8億円減少して1,574億円（前年同期比111億円減少）となりました。

損益面におきましては、貸出金利息等の増加による資金運用収益の増加や株式等売却益の増加等により、連結経常収益は前年同期比1,475百万円増加の13,006百万円、連結経常費用は、不良債権処理費用の増加等により、前年同期比1,432百万円増加の11,971百万円となりました。

連結経常利益は前年同期比42百万円増益の1,034百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は、前年同期比0百万円減益の704百万円となりました。

連結自己資本比率（国内基準）は、2024年3月末に比べ0.18%上昇し、8.88%となりました。なお、単体自己資本比率（国内基準）も0.16%上昇し、8.78%となりました。

また、事業部門別の損益状況は、銀行業では経常収益が前年同期比1,266百万円増収の9,860百万円、経常利益は前年同期比17百万円減益の894百万円、リース業では経常収益が前年同期比181百万円増収の3,166百万円、経常利益が前年同期比47百万円増益の157百万円、その他（クレジットカード業）では経常収益が前年同期比0百万円減収の149百万円、経常利益が前年同期比2百万円減益の12百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は、前年同期比141百万円増加して6,657百万円となりました。

内訳は、資金運用収益が前年同期比290百万円増加の6,948百万円、資金調達費用が前年同期比149百万円増加の291百万円であります。

役務取引等収支は、前年同期比182百万円増加して682百万円となりました。

内訳は、役務取引等収益が前年同期比225百万円増加の2,054百万円、役務取引等費用が前年同期比43百万円増加の1,371百万円であります。

その他業務収支は、前年同期比160百万円減少して△76百万円となりました。

内訳は、その他業務収益が前年同期比422百万円増加の3,304百万円、その他業務費用が前年同期比583百万円増加の3,380百万円であります。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	6,003	544	△33	6,515
	当中間連結会計期間	6,114	564	△21	6,657
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	6,115	614	△72	6,658
	当中間連結会計期間	6,398	614	△64	6,948
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	111	69	△39	142
	当中間連結会計期間	284	50	△43	291
役務取引等収支	前中間連結会計期間	530	△1	△27	500
	当中間連結会計期間	711	△2	△26	682
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,848	7	△27	1,828
	当中間連結会計期間	2,074	7	△27	2,054
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,318	9	△0	1,327
	当中間連結会計期間	1,362	9	△1	1,371
特定取引収支	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
その他業務収支	前中間連結会計期間	214	△24	△105	84
	当中間連結会計期間	286	△261	△101	△76
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	3,061	2	△182	2,881
	当中間連結会計期間	3,387	84	△167	3,304
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	2,846	27	△76	2,797
	当中間連結会計期間	3,100	345	△65	3,380

(注) 1 国内業務部門は当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額は、連結会社間取引の相殺消去額と国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、前年同期比225百万円増加の2,054百万円となりました。

主な内訳は、預金・貸出業務が前年同期比181百万円増加の757百万円、為替業務が前年同期比2百万円増加の329百万円であります。

役務取引等費用は、前年同期比43百万円増加の1,371百万円となりました。うち為替業務は前年同期比0百万円増加の40百万円であります。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,848	7	△27	1,828
	当中間連結会計期間	2,074	7	△27	2,054
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	576	—	—	576
	当中間連結会計期間	757	—	—	757
うち為替業務	前中間連結会計期間	320	6	—	326
	当中間連結会計期間	323	6	—	329
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	398	—	—	398
	当中間連結会計期間	418	—	—	418
うち代理業務	前中間連結会計期間	220	—	—	220
	当中間連結会計期間	222	—	—	222
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	10	—	—	10
	当中間連結会計期間	9	—	—	9
うち保証業務	前中間連結会計期間	28	1	—	30
	当中間連結会計期間	27	0	—	28
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,318	9	△0	1,327
	当中間連結会計期間	1,362	9	△1	1,371
うち為替業務	前中間連結会計期間	30	9	—	40
	当中間連結会計期間	30	9	—	40

(注) 1 国内業務部門は当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額は、連結会社間取引の相殺消去額であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	1,197,043	3,332	△671	1,199,704
	当中間連結会計期間	1,244,078	4,639	△1,775	1,246,942
うち流動性預金	前中間連結会計期間	790,294	—	△671	789,622
	当中間連結会計期間	827,497	—	△1,775	825,722
うち定期性預金	前中間連結会計期間	403,709	—	—	403,709
	当中間連結会計期間	410,508	—	—	410,508
うちその他	前中間連結会計期間	3,040	3,332	—	6,373
	当中間連結会計期間	6,072	4,639	—	10,711
譲渡性預金	前中間連結会計期間	2,582	—	—	2,582
	当中間連結会計期間	1,487	—	—	1,487
総合計	前中間連結会計期間	1,199,626	3,332	△671	1,202,287
	当中間連結会計期間	1,245,565	4,639	△1,775	1,248,429

(注) 1 国内業務部門は当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3 定期性預金＝定期預金＋定期積金

4 相殺消去額は、連結会社間取引の相殺消去額であります。

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く 特別国際金融取引勘定分)	1,014,695	100.00	1,038,479	100.00
製造業	75,669	7.46	74,326	7.16
農業、林業	4,505	0.44	4,681	0.45
漁業	21	0.00	19	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	576	0.06	538	0.05
建設業	52,984	5.22	50,627	4.88
電気・ガス・熱供給・水道業	14,798	1.46	16,300	1.57
情報通信業	6,165	0.61	6,223	0.60
運輸業、郵便業	22,429	2.21	21,308	2.05
卸売業、小売業	76,601	7.55	73,672	7.09
金融業、保険業	50,962	5.02	62,995	6.07
不動産業、物品賃貸業	80,556	7.94	84,300	8.12
各種サービス業	102,873	10.14	105,178	10.13
地方公共団体	134,295	13.24	132,898	12.80
その他	392,255	38.66	405,406	39.04
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,014,695	—	1,038,479	—

(注) 「国内」とは当社及び連結子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物は、前年同期比48,519百万円増加して127,749百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間中の営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の増加等を主因に前年同期に比べ31,552百万円増加し、29,769百万円のプラスとなりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間中の投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却による収入の増加等を主因に前年同期に比べ2,081百万円増加し、682百万円のマイナスとなりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間中の財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同期に比べ65百万円増加し、423百万円のマイナスとなりました。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定、経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当連結会社の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定、経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第19号。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)	
	2024年9月30日
1 連結自己資本比率（2／3）	8.88
2 連結における自己資本の額	560
3 リスク・アセットの額	6,307
4 連結総所要自己資本額	252

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)	
	2024年9月30日
1 自己資本比率（2／3）	8.78
2 単体における自己資本の額	544
3 リスク・アセットの額	6,193
4 単体総所要自己資本額	247

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当社の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	2023年9月30日	2024年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	63	68
危険債権	206	204
要管理債権	44	43
正常債権	10,108	10,331

3 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、重要な契約等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	35,000,000
第1回A種優先株式	7,000,000
第2回A種優先株式	7,000,000
第3回A種優先株式	7,000,000
第4回A種優先株式	7,000,000
計	35,000,000

(注) 普通株式と第1回A種優先株式、第2回A種優先株式、第3回A種優先株式、第4回A種優先株式の発行可能株式総数は併せて35,000,000株を超えないものとします。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2024年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2024年11月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	11,679,030	11,679,030	東京証券取引所 スタンダード市場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
第2回A種優先株式	1,000,000	1,000,000	—	単元株式数は100株であります。(注)
計	12,679,030	12,679,030	—	—

(注) 第2回A種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(1) 第2回A種優先配当金の額

① 当銀行は、定款第32条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第2回A種優先株式を有する株主（以下「第2回A種優先株主」という。）または第2回A種優先株式の登録株式質権者（以下「第2回A種優先登録株式質権者」といい、第2回A種優先株主とあわせて「第2回A種優先株主等」という。）に対し、普通株主および普通登録株式質権者（以下あわせて「普通株主等」という。）に先立ち、第2回A種優先株式1株につき、第2回A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第2回A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に対し、年率1.65%に基づき、当該基準日が属する事業年度の初日（2022年3月31日に終了する事業年度にあつては2021年12月10日。いずれにおいても同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの期間につき月割計算（ただし、1か月未満の期間については年365日の日割計算とし、円位未満は切り捨てる。）により算出される額の金銭を支払う（以下、事業年度の末日を基準日とした一事業年度一回の配当額を「第2回A種優先配当金」という。）。ただし、当該基準日の属する事業年度において第2回A種優先株主等に対して下記④に定める第2回A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。定款第32条の規定は、第2回A種優先配当金および第2回A種優先中間配当金についてこれを準用する。

② 非累積条項

ある事業年度において第2回A種優先株主等に対してする剰余金の配当の額が第2回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第2回A種優先株主等に対しては、第2回A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

④ 第2回A種優先中間配当金

当銀行は、定款第32条②に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第2回A種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第2回A種優先株式1株につき、第2回A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「第2回A種優先中間配当金」という。）を支払う。

(2) 残余財産

当銀行は、残余財産を分配するときは、第2回A種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第2回A種優先株式1株につき、第2回A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第2回A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を支払う。第2回A種優先株主等に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

- ① 第2回A種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。
- ② 当銀行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第2回A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(4) 金銭を対価とする取得条項

① 金銭を対価とする取得条項

当銀行は、2026年12月11日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、第2回A種優先株主等に対して、取得日から2週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、第2回A種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとし、第2回A種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産を第2回A種優先株主に対して交付するものとする。なお、当銀行が第2回A種優先株式の一部を取得する場合は、取得する第2回A種優先株式は按分比例の方法により決定するものとする。

② 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第2回A種優先株式の取得と引換えに、第2回A種優先株式1株につき、第2回A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第2回A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間につき当該事業年度における第2回A種優先配当金の額を月割計算（ただし、1か月未満の期間については年365日の日割計算とし、円位未満は切り捨てる。）して算出される額を加算した額の金銭を交付する。ただし、取得日の属する事業年度において第2回A種優先株主等に対して第2回A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(5) 普通株式を対価とする取得条項

① 普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、2031年12月11日（以下「一斉取得日」という。）をもって、一斉取得日において当銀行に取得されていない第2回A種優先株式の全てを一斉取得する。この場合、当銀行は、第2回A種優先株式を取得するのと引換えに、各第2回A種優先株主に対し、その有する第2回A種優先株式数に第2回A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第2回A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める一斉取得価額で除した数の普通株式を交付するものとする。第2回A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

② 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の東京証券取引所における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額（下記③に定義する。以下同じ。）を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

③ 下限取得価額

下限取得価額は、735円とする（ただし、下記④による調整を受ける。）。

④ 下限取得価額の調整

イ、第2回A種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式（以下「下限取得価額調整式」という。）により調整する（以下調整後の下限取得価額を「調整後下限取得価額」という。）。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \text{既発行} & + & \text{交付普通} & \times & \text{1株当たり} \\ \text{下限取得} & & \text{下限取得} & & \text{普通株式数} & & \text{株式数} & & \text{払込金額} \\ \text{価額} & & \text{価額} & & & & & & \\ & & & & & & \text{1株当たり時価} & & \\ & & & & \text{既発行普通株式数} & + & \text{交付普通株式数} & & \end{array}$$

- (i) 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価（下記ハ.(i)に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本④において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。））、または、当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後下限取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割により増加する普通株式の数（ただし、基準日における当銀行の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額（下記ニ.に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)および(v)並びに下記ハ.(iv)において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されたとした場合に交付

されることとなる普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記に関わらず、上記の当該取得請求権付株式等の払込期日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されたとした場合に交付される普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、価額決定日の翌日以降、これを適用する。

- (iv) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ. または下記ロ. と類似する希薄化防止のための修正を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合

調整後下限取得価額は、修正日に残存する当該取得請求権付株式の全部が修正価額で取得または行使されたとした場合に交付されることとなる普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、修正日の翌日以降、これを適用する。

- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えに、下限取得価額調整式に使用される1株当たり時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ. に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるとときに限り、当該超過する普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該取得条項付株式等の取得日の翌日以降、これを適用する。

- (vi) 株式の併合をする場合

調整後下限取得価額は、併合により減少する普通株式の数（効力発生日における当銀行の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示した数値を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、株式の併合の効力発生日以降、これを適用する。

- ロ. 上記イ. (i) ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。

- ハ. (i) 下限取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の当銀行の普通株式の終値の平均値（平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。

- (ii) 下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。

- (iii) 下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ. (i) ないし(iii)に基づき当該基準日において「交付普通株式数」とみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数から当該日における当銀行の有する普通株式数を控除した数に当該下限取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数を加えたものとする。

- (iv) 下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ. (i) の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額）、上記イ. (ii) および(vi) の場合には0円、上記イ. (iii) ないし(v) の場合には価額（ただし、(iv) の場合は修正価額）とする。

- ニ. 上記イ. (iii) ないし(v) および上記ハ. (iv) において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

- ホ. 上記イ. (v) において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (iii) に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

- ヘ. 上記イ. (i) ないし(iii) において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ. (i) ないし(iii) の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

- ト. 下限取得価額調整式により算出された上記イ. 柱書後段を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。）を使用する。

⑤ 合理的な措置

上記③および④に定める下限取得価額は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、下限取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

- (6) 株式の分割または併合および株式無償割当て
- ① 分割または併合
当銀行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式の分割または併合を行うときは、普通株式、第1回A種優先株式および第2回A種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。
 - ② 株式無償割当て
当銀行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式無償割当てを行うときは、普通株式、第1回A種優先株式および第2回A種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。
- (7) 優先順位
第1回A種優先株式および第2回A種優先株式と当銀行の発行する他の種類の優先株式の優先配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。
- (8) 単元株式数
第2回A種優先株式の単元株式数は100株とする。
- (9) 法令変更等
法令の変更等に伴い第2回A種優先株式発行要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当銀行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。
- (10) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。
- (11) 議決権を有しないこととしている理由
第2回A種優先株式は、適切な資本政策を実行することを目的としたものであり、既存株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2024年4月1日～ 2024年9月30日	—	12,679	—	14,310	—	12,640

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-12	581	4.60
トマト銀行職員持株会	岡山市北区番町2丁目3-4	476	3.77
株式会社もみじ銀行	広島市中区胡町1番24号	440	3.49
株式会社中国銀行	岡山市北区丸の内1丁目15-20	439	3.47
朝日生命保険相互会社	東京都新宿区四谷1丁目6番1号	366	2.90
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5-5	360	2.85
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	289	2.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号	207	1.64
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-1	200	1.58
岡山県	岡山市北区内山下2丁目4-6	198	1.56
計	—	3,557	28.18

(注) 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

株式会社日本カストディ銀行(信託口4) 581千株

株式会社日本カストディ銀行(信託口) 289千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 207千株

所有議決権数別

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-12	5,812	5.04
トマト銀行職員持株会	岡山市北区番町2丁目3-4	4,763	4.13
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5-5	3,600	3.12
株式会社もみじ銀行	広島市中区胡町1番24号	3,404	2.95
株式会社中国銀行	岡山市北区丸の内1丁目15-20	3,390	2.94
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	2,890	2.50
朝日生命保険相互会社	東京都新宿区四谷1丁目6番1号	2,660	2.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号	2,071	1.79
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-1	2,000	1.73
岡山県	岡山市北区内山下2丁目4-6	1,980	1.71
計	—	32,570	28.27

(注) 上記の信託銀行所有議決権数のうち、当該銀行の信託業務に係る議決権数は、次のとおりであります。

株式会社日本カストディ銀行(信託口4) 5,812個

株式会社日本カストディ銀行(信託口) 2,890個

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 2,071個

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第2回A種優先株式 1,000,000	—	(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 60,100	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,519,900	115,199	同上
単元未満株式	普通株式 99,030	—	同上
発行済株式総数	12,679,030	—	—
総株主の議決権	—	115,199	—

(注) 1 「第3 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1)株式の総数等 ②発行済株式」の(注)を参照してください。

2 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株が100株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が1個含まれております。

3 上記の「完全議決権株式(その他)」には、役員株式報酬制度に係る信託財産として、「役員株式報酬制度」で保有する当社株式100,900株(議決権1,009個)が含まれております。なお、当該議決権は議決権不行使となっております。

② 【自己株式等】

2024年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社トマト銀行	岡山市北区番町2丁目3 番4号	60,100	—	60,100	0.47
計	—	60,100	—	60,100	0.47

(注) 役員株式報酬制度に係る信託財産として、「役員株式報酬制度」で保有する当社株式100,900株は、上記の自己株式に含まれておりません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第18条第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、中間会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第4編の規定により第2種中間連結財務諸表を作成しております。
- 3 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。
- 4 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自2024年4月1日 至2024年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自2024年4月1日 至2024年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2024年 9 月30日)
資産の部		
現金預け金	※4 101,966	※4 130,886
買入金銭債権	423	381
商品有価証券	29	29
有価証券	※1, ※2, ※4, ※8 158,318	※1, ※2, ※4, ※8 157,476
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5 1,035,995	※2, ※3, ※4, ※5 1,038,479
外国為替	※2, ※3 5,064	※2, ※3 4,229
リース債権及びリース投資資産	10,768	10,687
その他資産	※2, ※4 15,048	※2, ※4 7,058
有形固定資産	※6, ※7 11,946	※6, ※7 11,778
無形固定資産	560	492
退職給付に係る資産	318	363
繰延税金資産	1,871	2,253
支払承諾見返	※2 5,236	※2 5,303
貸倒引当金	△5,046	△5,083
資産の部合計	1,342,501	1,364,337
負債の部		
預金	※4 1,232,490	※4 1,246,942
譲渡性預金	※4 1,487	※4 1,487
借入金	※4 39,336	※4 39,723
外国為替	108	36
その他負債	5,315	12,794
退職給付に係る負債	674	664
役員株式報酬引当金	41	49
偶発損失引当金	336	227
繰延税金負債	132	135
再評価に係る繰延税金負債	※6 513	※6 513
支払承諾	5,236	5,303
負債の部合計	1,285,673	1,307,878
純資産の部		
資本金	14,310	14,310
資本剰余金	22,405	22,405
利益剰余金	18,312	18,643
自己株式	△254	△255
株主資本合計	54,773	55,103
その他有価証券評価差額金	1,189	479
土地再評価差額金	※6 671	※6 671
退職給付に係る調整累計額	193	205
その他の包括利益累計額合計	2,054	1,356
純資産の部合計	56,828	56,459
負債及び純資産の部合計	1,342,501	1,364,337

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)
経常収益	11,530	13,006
資金運用収益	6,658	6,948
(うち貸出金利息)	5,656	5,778
(うち有価証券利息配当金)	938	1,059
役務取引等収益	1,828	2,054
その他業務収益	2,881	3,304
その他経常収益	※1 162	※1 698
経常費用	10,538	11,971
資金調達費用	142	291
(うち預金利息)	49	252
役務取引等費用	1,327	1,371
その他業務費用	2,797	3,380
営業経費	※2 5,648	※2 5,766
その他経常費用	※3 623	※3 1,161
経常利益	991	1,034
特別利益	—	14
その他の特別利益	—	14
特別損失	4	27
固定資産処分損	3	23
減損損失	※4 0	※4 4
税金等調整前中間純利益	987	1,021
法人税、住民税及び事業税	339	430
法人税等調整額	△56	△112
法人税等合計	282	317
中間純利益	704	704
親会社株主に帰属する中間純利益	704	704

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純利益	704	704
その他の包括利益	613	△698
その他有価証券評価差額金	591	△710
繰延ヘッジ損益	0	—
退職給付に係る調整額	22	12
中間包括利益	1,317	5
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	1,317	5

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,310	22,463	17,525	△338	53,961
当中間期変動額					
剰余金の配当			△371		△371
親会社株主に帰属する中間純利益			704		704
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				27	27
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計			332	26	359
当中間期末残高	14,310	22,463	17,858	△311	54,320

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△266	△0	671	△161	242	54,204
当中間期変動額						
剰余金の配当						△371
親会社株主に帰属する中間純利益						704
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						27
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	591	0		22	613	613
当中間期変動額合計	591	0		22	613	972
当中間期末残高	324	－	671	△139	856	55,176

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,310	22,405	18,312	△254	54,773
当中間期変動額					
剰余金の配当			△372		△372
親会社株主に帰属する中間純利益			704		704
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分					—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計			331	△1	329
当中間期末残高	14,310	22,405	18,643	△255	55,103

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	1,189	—	671	193	2,054	56,828
当中間期変動額						
剰余金の配当						△372
親会社株主に帰属する中間純利益						704
自己株式の取得						△1
自己株式の処分						—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△710	—		12	△698	△698
当中間期変動額合計	△710	—		12	△698	△368
当中間期末残高	479	—	671	205	1,356	56,459

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	987	1,021
減価償却費	387	372
減損損失	0	4
貸倒引当金の増減 (△)	361	36
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△50	△10
役員株式報酬引当金の増減額 (△は減少)	9	8
偶発損失引当金の増減 (△)	2	△109
資金運用収益	△6,658	△6,948
資金調達費用	142	291
有価証券関係損益 (△)	56	△481
固定資産処分損益 (△は益)	2	2
貸出金の純増 (△) 減	1,630	△2,483
預金の純増減 (△)	△12,915	14,451
譲渡性預金の純増減 (△)	△385	0
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	13,967	386
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	446	△257
コールローン等の純増 (△) 減	57	42
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△500	834
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△22	△71
資金運用による収入	6,726	7,175
資金調達による支出	△149	△193
リース債権及びリース投資資産の純増 (△) 減	191	80
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	—	△44
退職給付に係る調整額の増減額 (△は増加)	31	17
その他	△5,615	16,095
小計	△1,294	30,221
法人税等の支払額	△489	△452
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,783	29,769
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△21,760	△37,016
有価証券の売却による収入	4,046	24,648
有価証券の償還による収入	15,132	11,847
有形固定資産の取得による支出	△108	△145
無形固定資産の取得による支出	△74	△16
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,764	△682
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△371	△372
自己株式の取得による支出	△0	△1
リース債務の返済による支出	△116	△49
自己株式の売却による収入	0	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△489	△423
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△5,036	28,662
現金及び現金同等物の期首残高	84,266	99,086
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 79,230	※1 127,749

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 3社

会社名 トマトビジネス株式会社、トマトリース株式会社、トマトカード株式会社

(2) 非連結子会社 1社

会社名 トマト創業支援投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社

会社名 該当事項はありません。

(2) 持分法非適用の非連結子会社 1社

会社名 トマト創業支援投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 3社

4 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

5 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社の出資金については移動平均法による原価法、その他有価証券については、時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：7年～50年

その他：2年～20年

連結子会社の有形固定資産については、当社と同じ基準により償却しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,589百万円(前連結会計年度末は965百万円)であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(7) 役員株式報酬引当金の計上基準

役員株式報酬引当金は、株式交付規程に基づく役員への当社株式の交付に備えるため、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(9) 重要な収益及び費用の計上基準

① 顧客との契約から生じる収益の計上基準については、主に役務取引において約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

② ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当社の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」及び「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。)に基づき、固定金利の預金・貸出金等に係る相場変動の相殺及び変動金利の預金・貸出金等に係るキャッシュ・フローの固定化を目的に、ヘッジ対象を取引単位で識別する個別ヘッジとリスクの共通する複数取引を対象とする包括ヘッジを採用しております。これは、期初に定める市場リスク管理方針に基づいて行うリスク管理であります。なお、当中間連結会計期間においては、該当取引はありません。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。なお、当中間連結会計期間においては、該当取引はありません。

(12) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(13) 税効果会計に関する事項

中間連結会計期間に係る法人税等の額及び法人税等調整額は、当社及び連結子会社の事業年度において予定している剰余金の処分による不動産圧縮積立金取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。

(14) 関連する会計基準の定めが明らかなでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（除くETF）の解約に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は、「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。当中間連結会計期間は、「有価証券利息配当金」に投資信託（除くETF）の解約益14百万円を計上しております。（前中間連結会計期間は解約益19百万円）

(追加情報)

(信託を用いた株式報酬制度)

当社は、2020年6月26日開催の定時株主総会の決議により、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

(2) 信託に残存する当社の株式

信託に残存する当社の株式は、株主資本において自己株式として計上しており、当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末が105百万円、100千株、当中間連結会計期間末が105百万円、100千株であります。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
出資金	114百万円	109百万円

※2 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	6,779 百万円	6,769 百万円
危険債権額	20,878 百万円	20,364 百万円
三月以上延滞債権額	— 百万円	— 百万円
貸出条件緩和債権額	5,142 百万円	4,312 百万円
合計額	32,799 百万円	31,446 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※3 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
4,931百万円	3,341百万円

※4 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	18,539百万円	16,594百万円
貸出金	20,639百万円	23,194百万円
預け金	91百万円	91百万円
計	39,269百万円	39,881百万円
担保資産に対応する債務		
預金	17,140百万円	20,070百万円
譲渡性預金	300百万円	300百万円
借入金	31,600百万円	31,600百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
有価証券	一百万円	9,333百万円
金融商品等差入担保金	332百万円	27百万円
中央清算機関差入証拠金	8,000百万円	一百万円

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
保証金	100百万円	100百万円

※5 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
融資未実行残高	138,171百万円	140,404百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	135,025百万円	137,753百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※6 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)、1999年3月31日の同法律の改正に基づき、当社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
2,260百万円	2,202百万円

※ 7 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年 3 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2024年 9 月 30 日)
減価償却累計額	12, 591百万円	12, 741百万円

※ 8 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2024年 3 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2024年 9 月 30 日)
	15, 915百万円	15, 812百万円

(中間連結損益計算書関係)

※ 1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月 30 日)
株式等売却益	51百万円	581百万円
償却債権取立益	10百万円	40百万円

※ 2 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月 30 日)
給料・手当	2, 826百万円	2, 883百万円

※ 3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月 30 日)
貸出金償却	16百万円	469百万円
貸倒引当金繰入額	434百万円	547百万円
株式等償却	58百万円	2百万円
株式等売却損	7百万円	3百万円

※ 4 使用方法の変更や市場価格の著しい低下により、資産グループのうち割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないものについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

前中間連結会計期間（自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月 30 日）

岡山県外

用途	営業用店舗 1 か所
種類	動産
減損損失	0 百万円

当中間連結会計期間（自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月 30 日）

岡山県内

用途	営業用店舗 1 か所
種類	動産
減損損失	1 百万円

岡山県外

用途	営業用店舗 2 か所
種類	動産
減損損失	3 百万円

資産のグルーピングの方法は、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位で行っており、その他遊休資産等については各々独立した単位で行っております。

資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省2002年 7 月 3 日）に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位: 千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	11,679	—	—	11,679	
第2回A種優先株式	1,000	—	—	1,000	
合 計	12,679	—	—	12,679	
自己株式					
普通株式	186	0	28	159	(注) 1、2
合 計	186	0	28	159	

(注) 1 当中間連結会計期間末の自己株式には、「役員株式報酬制度」で保有する当社株式58千株が含まれております。

2 当中間連結会計期間の株式の変動理由は、増加については単元未満株式の買取り、減少については役員株式報酬制度に係る信託が保有する株式の交付によるものであります。

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	289	25.00	2023年3月31日	2023年6月29日
	第2回A種 優先株式	82	82.50	2023年3月31日	2023年6月29日

(注) 2023年6月28日定時株主総会決議による配当金の総額には、「役員株式報酬制度」で保有する自社の株式に対する配当金2百万円が含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年11月10日 取締役会	普通株式	289	利益剰余金	25.00	2023年9月30日	2023年12月7日
	第2回A種 優先株式	82	利益剰余金	82.50	2023年9月30日	2023年12月7日

(注) 2023年11月10日取締役会決議による配当金の総額には、「役員株式報酬制度」で保有する自社の株式に対する配当金1百万円が含まれております。

当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位: 千株)

	当連結会計年 度期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	11,679	—	—	11,679	
第2回A種優先株式	1,000	—	—	1,000	
合 計	12,679	—	—	12,679	
自己株式					
普通株式	160	1	—	161	(注) 1、2
合 計	160	1	—	161	

(注) 1 当中間連結会計期間末の自己株式には、「役員株式報酬制度」で保有する当社株式100千株が含まれております。

2 当中間連結会計期間の株式の変動理由は、増加については単元未満株式の買取りによるものであります。

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	290	25.00	2024年3月31日	2024年6月28日
	第2回A種 優先株式	82	82.50	2024年3月31日	2024年6月28日

(注) 2024年6月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、「役員株式報酬制度」で保有する自社の株式に対する配当金2百万円が含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年11月12日 取締役会	普通株式	290	利益剰余金	25.00	2024年9月30日	2024年12月6日
	第2回A種 優先株式	82	利益剰余金	82.50	2024年9月30日	2024年12月6日

(注) 2024年11月12日取締役会決議による配当金の総額には、「役員株式報酬制度」で保有する自社の株式に対する配当金2百万円が含まれております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
現金預け金勘定	81,078百万円	130,886百万円
普通預け金	△1,546百万円	△2,628百万円
当座預け金	△7百万円	△7百万円
定期預け金	△91百万円	△91百万円
その他	△203百万円	△410百万円
現金及び現金同等物	79,230百万円	127,749百万円

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産
事務機械であります。

(イ) 無形固定資産
ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5 会計方針に関する事項」の「(4)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
1年内	16	16
1年超	263	256
合 計	280	272

(金融商品関係)

1 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金及び譲渡性預金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略、計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

前連結会計年度（2024年3月31日）

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券（*1）	154,724	154,842	117
満期保有目的の債券	12,542	12,660	117
その他有価証券	142,181	142,181	—
(2) 貸出金	1,035,995		
貸倒引当金	△4,755		
(*2)	1,031,240	1,034,466	3,225
資 産 計	1,185,965	1,189,308	3,342
(1) 預金	1,232,490	1,232,495	4
(2) 借入金	39,336	39,312	△24
負 債 計	1,271,827	1,271,807	△19
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(312)	(312)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(312)	(312)	—

(*1) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

当中間連結会計期間（2024年9月30日）

(単位:百万円)

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券（*1）	153,884	153,923	39
満期保有目的の債券	11,470	11,510	39
その他有価証券	142,413	142,413	—
(2) 貸出金	1,038,479		
貸倒引当金	△4,783		
(*2)	1,033,695	1,035,149	1,453
資 産 計	1,187,580	1,189,073	1,493
(1) 預金	1,246,942	1,246,885	△57
(2) 借入金	39,723	39,681	△42
負 債 計	1,286,665	1,286,566	△99
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	491	491	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	491	491	—

(*1) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位: 百万円)

区分	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
非上場株式(*1) (*2)	1,690	1,688
組合出資金(*3)	1,903	1,903
合計	3,593	3,592

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 前連結会計年度において非上場株式3百万円、当中間連結会計期間において非上場株式2百万円の減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位: 百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券	19,936	77,600	44,219	141,756
国債	13,430	—	—	13,430
地方債	—	9,469	—	9,469
社債	—	14,504	15,779	30,284
株式	6,029	—	—	6,029
その他(*)	476	53,626	28,440	82,543
デリバティブ取引				
通貨関連	—	6	—	6
資産計	19,936	77,607	44,219	141,763
デリバティブ取引				
通貨関連	—	318	—	318
負債計	—	318	—	318

(*) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は22百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は351百万円であります。

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位: 百万円)

	期首 残高	当期の損益又はその 他の包括利益		購入、売却及 び償還の純額	投資信託の 基準価額を 時価とみな すこととし た額	投資信託の 基準価額を 時価とみな さないこと とした額	期末 残高	当期の損益に計上 した額のうち連結 貸借対照表日にお いて保有する投資 信託の評価損益
		損益に 計上 (*1)	その他の 包括利益 に計上 (*2)					
有価証券 投資信託	347	—	4	—	—	—	351	—

(注) 1 連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

2 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

なお、第24-3項の取扱いを適用した投資信託については、連結貸借対照表計上額の合計額が重要性に乏しいため、第24-7項の(3)及び(4)の注記を省略しております。

当中間連結会計期間（2024年9月30日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券	26,745	77,433	37,797	141,976
国債	17,386	—	—	17,386
地方債	—	9,320	—	9,320
社債	—	15,539	15,437	30,976
株式	5,324	—	—	5,324
その他（*）	4,035	52,573	22,360	78,969
デリバティブ取引				
通貨関連	—	495	—	495
資産計	26,745	77,929	37,797	142,472
デリバティブ取引				
通貨関連	—	4	—	4
負債計	—	4	—	4

（*）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は84百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は352百万円であります。

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

	期首 残高	当期の損益又はその 他の包括利益		購入、売却及 び償還の純額	投資信託の 基準価額を 時価とみな すこととし た額	投資信託の 基準価額を 時価とみな さないこと とした額	期末 残高	当期の損益に計上 した額のうち中間 連結貸借対照表日 において保有する 投資信託の評価損 益
		損益に 計上 （*1）	その他の 包括利益 に計上 （*2）					
有価証券 投資信託	351	—	0	—	—	—	352	—

（注）1 中間連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

2 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

なお、第24-3項の取扱いを適用した投資信託については、連結貸借対照表計上額の合計額が重要性に乏しいため、第24-7項の(3)及び(4)の注記を省略しております。

(2) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券	12,660	—	—	12,660
国債	12,660	—	—	12,660
貸出金	—	2,014	1,032,452	1,034,466
資産計	12,660	2,014	1,032,452	1,047,126
預金	—	1,232,495	—	1,232,495
借入金	—	39,312	—	39,312
負債計	—	1,271,807	—	1,271,807

当中間連結会計期間（2024年9月30日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券	11,510	—	—	11,510
国債	11,510	—	—	11,510
貸出金	—	2,006	1,033,143	1,035,149
資産計	11,510	2,006	1,033,143	1,046,659
預金	—	1,246,885	—	1,246,885
借入金	—	39,681	—	39,681
負債計	—	1,288,053	—	1,288,053

(注1) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しています。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しています。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、ブローカー等から入手する評価又は将来キャッシュ・フローの割引現在価値などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、信用スプレッドが含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いる場合にはレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、変動金利のものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっておらず、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブは店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・パニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれます。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 其他有価証券 私募債	現在価値技法	割引率	0.0% - 8.4%	0.7%

当中間連結会計期間(2024年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 其他有価証券 私募債	現在価値技法	割引率	0.0% - 8.5%	0.9%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位: 百万円)

	期首 残高	当期の損益又はその 他の包括利益		購入、売却、 発行及び決済 の純額	レベル3 の時価への 振替	レベル3 の時価から の振替 (※3)	期末 残高	当期の損益に計 上した額のうち 連結貸借対照表 日において保有 する金融資産及 び金融負債の評 価損益
		損益に 計上 (※1)	その他の 包括利益 に計上 (※2)					
有価証券								
其他有価証券	47,050	1,572	258	△2,662	—	△2,000	44,219	—
私募債	17,692	0	△45	△1,866	—	—	15,779	—
外国債券	29,358	1,572	304	△795	—	△2,000	28,440	—

(※1) 連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

(※2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「其他有価証券評価差額金」に含まれております。

(※3) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、一部の外国債券について観察可能なデータが利用可能になったことによるものであります。当該振替は会計期間の末日に行っております。

当中間連結会計期間(2024年9月30日)

(単位: 百万円)

	期首 残高	当期の損益又はその 他の包括利益		購入、売却、 発行及び決済 の純額	レベル3 の時価への 振替	レベル3 の時価から の振替 (※3)	期末 残高	当期の損益に計 上した額のうち 中間連結貸借対 照表日において 保有する金融資 産及び金融負債 の評価損益
		損益に 計上 (※1)	その他の 包括利益 に計上 (※2)					
有価証券								
其他有価証券	44,219	△990	△26	△2,550	—	△2,854	37,797	—
私募債	15,779	△229	△9	△102	—	—	15,437	—
外国債券	28,440	△760	△16	△2,448	—	△2,854	22,360	—

(※1) 中間連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

(※2) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「其他有価証券評価差額金」に含まれております。

(※3) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、一部の外国債券について観察可能なデータが利用可能になったことによるものであります。当該振替は会計期間の末日に行っております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社では時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価は、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証し、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、割引率であります。割引率は、スワップ金利等適切な指標に与信管理上の信用リスク区分ごとの信用スプレッドを上乗せした利率であり、このインプットの著しい上昇(低下)は、時価の著しい低下(上昇)を生じさせることになります。

(有価証券関係)

※ 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」を含めて記載しております。

※ 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	9,786	9,934	147
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	うち外国債券	—	—	—
	小 計	9,786	9,934	147
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	2,756	2,726	△30
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	うち外国債券	—	—	—
	小 計	2,756	2,726	△30
合 計		12,542	12,660	117

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	8,737	8,819	82
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	うち外国債券	—	—	—
	小 計	8,737	8,819	82
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	2,733	2,691	△42
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	うち外国債券	—	—	—
	小 計	2,733	2,691	△42
合 計		11,470	11,510	39

2 その他有価証券

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	6,008	2,167	3,841
	債券	14,526	14,498	27
	国債	4,984	4,975	8
	地方債	2,583	2,581	2
	社債	6,958	6,941	16
	その他	30,744	30,349	395
	うち外国債券	14,815	14,727	87
	小 計	51,279	47,015	4,263
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	21	23	△2
	債券	38,657	39,298	△640
	国債	8,446	8,480	△34
	地方債	6,885	7,005	△120
	社債	23,326	23,812	△486
	その他	52,646	54,883	△2,236
	うち外国債券	36,949	37,605	△655
	小 計	91,325	94,205	△2,879
合 計		142,605	141,221	1,384

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	5,213	1,954	3,258
	債券	5,749	5,719	29
	国債	2,037	2,017	19
	地方債	71	71	0
	社債	3,640	3,630	9
	その他	26,835	26,568	267
	うち外国債券	11,274	11,209	65
	小 計	37,798	34,242	3,556
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	110	121	△11
	債券	51,933	52,805	△871
	国債	15,348	15,437	△88
	地方債	9,249	9,418	△169
	社債	27,336	27,949	△613
	その他	52,951	55,238	△2,287
	うち外国債券	36,306	36,998	△692
	小 計	104,996	108,165	△3,169
合 計		142,794	142,408	386

3 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、株式54百万円であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は、債券229百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりであります。

- (1) 簿価に対して時価の下落率が50%以上の銘柄は、全て減損
- (2) 下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の株価傾向、発行会社の業績・信用リスクの推移等を検討し、回復する可能性がないと判断されるものは、全て減損

(金銭の信託関係)

1 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

該当事項はありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	1,484
その他有価証券	1,484
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	△294
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,189
(△)非支配株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	1,189

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	501
その他有価証券	501
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	△22
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	479
(△)非支配株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	479

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2024年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2024年9月30日現在）

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2024年3月31日現在）

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時 価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
店頭	買建	—	—	—	—
	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	11,707	—	△318	△318
	買建	195	—	6	6
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	△312	△312

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間（2024年9月30日現在）

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時 価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
店頭	買建	—	—	—	—
	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	11,608	—	495	495
	買建	135	—	△4	△4
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	491	491

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（2024年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
期首残高	25百万円	25百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－百万円	－百万円
時の経過による調整額	0百万円	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	－百万円	－百万円
期末残高	25百万円	25百万円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
役務取引等収益	1,439	1	1,440	113	1,554
預金・貸出業務	548	－	548	－	548
為替業務	326	－	326	－	326
証券関連業務	157	－	157	－	157
代理業務	220	－	220	－	220
その他	185	1	187	113	300
その他経常収益	53	－	53	－	53
顧客との契約から生じる経常収益	1,492	1	1,493	113	1,607
上記以外の経常収益	7,038	2,876	9,914	8	9,923
外部顧客に対する経常収益	8,530	2,877	11,408	122	11,530

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業務であります。

当中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
役務取引等収益	1,668	2	1,670	114	1,784
預金・貸出業務	739	－	739	－	739
為替業務	329	－	329	－	329
証券関連業務	194	－	194	－	194
代理業務	222	－	222	－	222
その他	181	2	183	114	297
その他経常収益	51	－	51	－	51
顧客との契約から生じる経常収益	1,720	2	1,722	114	1,836
上記以外の経常収益	8,089	3,072	11,161	7	11,169
外部顧客に対する経常収益	9,809	3,074	12,884	121	13,006

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業務であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

主に役務取引においては、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。したがって、返金が不要な契約における取引開始日に一括で受け取る顧客からの受取手数料において、一定の期間にわたり履行義務が充足されるものについては、財またはサービスが提供された時に収益を認識しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、銀行業務を中心にリース業務等金融サービスに係る事業を行っており、「銀行業」、「リース業」を報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、中間連結財務諸表の作成方法と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。また、セグメント間の内部経常収益は、外部顧客に対する経常収益と同一の決定方法による取引価格に基づいた金額であります。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客への経常収益	8,530	2,877	11,408	122	11,530	—	11,530
セグメント間の 内部経常収益	63	107	171	27	198	△198	—
計	8,594	2,985	11,579	150	11,729	△198	11,530
セグメント利益	911	109	1,021	15	1,036	△45	991
セグメント資産	1,299,081	15,034	1,314,115	1,678	1,315,794	△6,959	1,308,834
セグメント負債	1,245,274	13,044	1,258,319	1,484	1,259,804	△6,146	1,253,657
その他の項目							
減価償却費	373	6	379	0	380	7	387
資金運用収益	6,711	1	6,712	7	6,720	△62	6,658
資金調達費用	124	46	171	4	176	△33	142
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	166	7	173	—	173	9	183

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業であります。

3 調整額は次のとおりであります。

(1) 経常収益の調整額△198百万円は、セグメント間取引の消去等であります。

(2) セグメント利益の調整額△45百万円は、セグメント間取引の消去等であります。

(3) セグメント資産の調整額△6,959百万円は、セグメント間取引の消去等であります。

(4) セグメント負債の調整額△6,146百万円は、セグメント間取引の消去等であります。

(5) 減価償却費の調整額7百万円は、セグメント間の取引により発生したものであります。

(6) 資金運用収益の調整額△62百万円は、セグメント間取引の消去等であります。

(7) 資金調達費用の調整額△33百万円は、セグメント間取引の消去等であります。

(8) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額9百万円は、セグメント間の取引により発生したものであります。

4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客への経常収益	9,809	3,074	12,884	121	13,006	—	13,006
セグメント間の 内部経常収益	50	92	142	27	170	△170	—
計	9,860	3,166	13,027	149	13,176	△170	13,006
セグメント利益	894	157	1,052	12	1,065	△30	1,034
セグメント資産	1,354,407	16,297	1,370,705	1,689	1,372,394	△8,056	1,364,337
セグメント負債	1,299,481	14,157	1,313,639	1,482	1,315,121	△7,243	1,307,878
その他の項目							
減価償却費	359	6	365	—	365	6	372
資金運用収益	6,987	1	6,989	6	6,996	△47	6,948
資金調達費用	267	50	317	5	322	△31	291
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	145	9	154	—	154	7	162

- (注) 1 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。
- 2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業であります。
- 3 調整額は次のとおりであります。
- (1) 経常収益の調整額△170百万円は、セグメント間取引の消去等であります。
 - (2) セグメント利益の調整額△30百万円は、セグメント間取引の消去等であります。
 - (3) セグメント資産の調整額△8,056百万円は、セグメント間取引の消去等であります。
 - (4) セグメント負債の調整額△7,243百万円は、セグメント間取引の消去等であります。
 - (5) 減価償却費の調整額6百万円は、セグメント間の取引により発生したものであります。
 - (6) 資金運用収益の調整額△47百万円は、セグメント間取引の消去等であります。
 - (7) 資金調達費用の調整額△31百万円は、セグメント間取引の消去等であります。
 - (8) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額7百万円は、セグメント間の取引により発生したものであります。
- 4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	5,683	997	2,873	1,975	11,530

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	5,872	1,823	3,068	2,242	13,006

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
1株当たり純資産額	4,058円14銭	4,026円50銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	56,828	56,459
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	10,082	10,082
(うち優先株式払込金額)	百万円	10,000	10,000
(うち優先配当額)	百万円	82	82
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	46,745	46,377
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数	千株	11,518	11,517

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。なお、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の株式数は前連結会計年度が100,900株、当中間連結会計期間が100,900株であります。

2 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益	円	54.08	53.95
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	704	704
普通株主に帰属しない金額	百万円	82	82
うち中間優先配当額	百万円	82	82
普通株式に係る親会社株主に 帰属する中間純利益	百万円	622	621
普通株式の期中平均株式数	千株	11,501	11,518
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	34.12	35.79
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益 調整額	百万円	82	82
うち中間優先配当額	百万円	82	82
普通株式増加数	千株	9,149	8,149
うち第2回A種優先株式	千株	9,149	8,149
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要		—	—

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前中間連結会計期間が77,366株、当中間連結会計期間は100,900株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (2024年 9 月 30 日)
資産の部		
現金預け金	※4 101,959	※4 130,878
買入金銭債権	423	381
商品有価証券	29	29
有価証券	※1, ※2, ※4, ※6 158,493	※1, ※2, ※4, ※6 157,651
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5 1,040,443	※2, ※3, ※4, ※5 1,043,000
外国為替	※2, ※3 5,064	※2, ※3 4,229
その他資産	10,807	2,912
その他の資産	※2, ※4 10,807	※2, ※4 2,912
有形固定資産	11,900	11,724
無形固定資産	558	491
前払年金費用	15	45
繰延税金資産	1,851	2,236
支払承諾見返	※2 5,311	※2 5,383
貸倒引当金	△4,753	△4,786
資産の部合計	1,332,106	1,354,180
負債の部		
預金	※4 1,233,106	※4 1,248,717
譲渡性預金	※4 1,487	※4 1,487
借入金	※4 32,067	※4 32,433
外国為替	108	36
その他負債	3,410	10,080
未払法人税等	462	418
リース債務	679	573
資産除去債務	25	25
その他の負債	2,243	9,063
退職給付引当金	618	608
役員株式報酬引当金	41	49
偶発損失引当金	336	227
再評価に係る繰延税金負債	513	513
支払承諾	5,311	5,383
負債の部合計	1,277,001	1,299,539

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
純資産の部		
資本金	14,310	14,310
資本剰余金	22,553	22,553
資本準備金	12,640	12,640
その他資本剰余金	9,913	9,913
利益剰余金	16,634	16,882
利益準備金	1,773	1,773
その他利益剰余金	14,861	15,109
不動産圧縮積立金	163	163
別途積立金	3,547	3,547
繰越利益剰余金	11,150	11,398
自己株式	△254	△255
株主資本合計	53,244	53,490
その他有価証券評価差額金	1,189	479
土地再評価差額金	671	671
評価・換算差額等合計	1,861	1,150
純資産の部合計	55,105	54,641
負債及び純資産の部合計	1,332,106	1,354,180

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
経常収益	8,599	9,865
資金運用収益	6,716	6,992
(うち貸出金利息)	5,666	5,789
(うち有価証券利息配当金)	987	1,092
役務取引等収益	1,713	1,937
その他業務収益	7	235
その他経常収益	※1 162	※1 699
経常費用	7,694	8,976
資金調達費用	124	267
(うち預金利息)	49	252
役務取引等費用	1,309	1,355
その他業務費用	168	585
営業経費	※2 5,518	※2 5,617
その他経常費用	※3 573	※3 1,150
経常利益	904	888
特別利益	—	14
特別損失	※4 4	※4 27
税引前中間純利益	900	875
法人税、住民税及び事業税	279	367
法人税等調整額	△44	△112
法人税等合計	235	254
中間純利益	664	620

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						不動産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	14,310	12,640	9,972	22,612	1,773	166	3,547	10,479
当中間期変動額								
剰余金の配当								△371
中間純利益								664
自己株式の取得								
自己株式の処分								
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)								
当中間期変動額合計								292
当中間期末残高	14,310	12,640	9,972	22,612	1,773	166	3,547	10,772

	株主資本			評価・換算差額等				純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計							
当期首残高	15,966	△338	52,550	△266	△0	671	404	52,955
当中間期変動額								
剰余金の配当	△371		△371					△371
中間純利益	664		664					664
自己株式の取得		△0	△0					△0
自己株式の処分		27	27					27
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)				591	0		591	591
当中間期変動額合計	292	26	319	591	0		591	910
当中間期末残高	16,259	△311	52,870	324	－	671	995	53,865

当中間会計期間(自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		不動産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	14,310	12,640	9,913	22,553	1,773	163	3,547	11,150
当中間期変動額								
剰余金の配当								△372
中間純利益								620
自己株式の取得								
自己株式の処分								
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)								
当中間期変動額合計								247
当中間期末残高	14,310	12,640	9,913	22,553	1,773	163	3,547	11,398

	株主資本			評価・換算差額等				純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計							
当期首残高	16,634	△254	53,244	1,189	－	671	1,861	55,105
当中間期変動額								
剰余金の配当	△372		△372					△372
中間純利益	620		620					620
自己株式の取得		△1	△1					△1
自己株式の処分			－					－
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)				△710	－		△710	△710
当中間期変動額合計	247	△1	246	△710	－		△710	△464
当中間期末残高	16,882	△255	53,490	479	－	671	1,150	54,641

【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
- 2 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式、出資金及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 4 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物：7年～50年
その他：2年～20年
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 5 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,589百万円(前事業年度末965百万円)であります。
 - (2) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次事業年度から損益処理
 - (3) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
 - (4) 役員株式報酬引当金
役員株式報酬引当金は、株式交付規程に基づく役員への当社株式の交付に備えるため、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 6 収益及び費用の計上基準
顧客との契約から生じる収益の計上基準については、主に役務取引において約束した財又はサービスの支配が顧客

に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

7 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8 ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

ヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」及び「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に基づき、固定金利の預金・貸出金等に係る相場変動の相殺及び変動金利の預金・貸出金等に係るキャッシュ・フローの固定化を目的に、ヘッジ対象を取引単位で識別する個別ヘッジとリスクの共通する複数取引を対象とする包括ヘッジを採用しております。これは、期初に定める市場リスク管理方針に基づいて行うリスク管理であります。なお、当中間会計期間においては、該当取引はありません。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。なお、当中間会計期間においては、該当取引はありません。

9 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(3) 税効果会計に関する事項

中間会計期間に係る法人税等の額及び法人税等調整額は、当事業年度において予定している剰余金の処分による不動産圧縮積立金取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。

10 関連する会計基準の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（除くETF）の解約に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は、「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。当中間会計期間は、「有価証券利息配当金」に投資信託（除くETF）の解約益14百万円を計上しております。（前中間会計期間は解約益19百万円）

（追加情報）

（信託を用いた株式報酬制度）

当社は、2020年6月26日開催の定時株主総会の決議により、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

（1）取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

（2）信託に残存する当社の株式

信託に残存する当社の株式は、株主資本において自己株式として計上しており、当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度末が105百万円、100千株、当中間会計期間末が105百万円、100千株であります。

(中間貸借対照表関係)

※ 1 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2024年 3月31日)	当中間会計期間 (2024年 9月30日)
株 式	821百万円	821百万円
出資金	114百万円	109百万円

※ 2 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）であります。

	前事業年度 (2024年 3月31日)	当中間会計期間 (2024年 9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	6,778 百万円	6,769 百万円
危険債権額	20,876 百万円	20,362 百万円
三月以上延滞債権額	－ 百万円	－ 百万円
貸出条件緩和債権額	5,142 百万円	4,312 百万円
合計額	32,797 百万円	31,444 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 3 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 (2024年 3月31日)	当中間会計期間 (2024年 9月30日)
4,931百万円	3,341百万円

※ 4 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年 3月31日)	当中間会計期間 (2024年 9月30日)
担保に供している資産		
貸出金	20,639百万円	23,194百万円
有価証券	18,539百万円	16,594百万円
預け金	91百万円	91百万円
計	39,269百万円	39,881百万円
担保資産に対応する債務		
預金	17,140百万円	20,070百万円
譲渡性預金	300百万円	300百万円
借入金	31,600百万円	31,600百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2024年 3月31日)	当中間会計期間 (2024年 9月30日)
有価証券	－ 百万円	9,333百万円
金融商品等差入担保金	332百万円	27百万円
中央清算機関差入証拠金	8,000百万円	－ 百万円

子会社、関連会社の借入金等の担保として差し入れているものはありません。

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年 3月31日)	当中間会計期間 (2024年 9月30日)
保証金	100百万円	100百万円

※5 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
融資未実行残高	134,022百万円	136,308百万円
うち原契約期間が1年以内のもの 又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	130,876百万円	133,657百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※6 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
	15,915百万円	15,812百万円

(中間損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
株式等売却益	51百万円	581百万円
償却債権取立益	10百万円	40百万円

※2 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
有形固定資産	280百万円	275百万円
無形固定資産	93百万円	84百万円

※3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
貸倒引当金繰入額	391百万円	542百万円
株式等償却	58百万円	2百万円
株式等売却損	7百万円	3百万円

※4 特別損失には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
固定資産処分損	3百万円	23百万円
減損損失	0百万円	4百万円

(有価証券関係)

子会社株式（出資金）

子会社株式（出資金）で市場価格のあるものはありません。

なお、市場価格のない子会社株式（出資金）の中間貸借対照表（貸借対照表）計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
子会社株式（出資金）	936	931

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

中間配当

第142期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）中間配当につきましては、2024年11月12日開催の取締役会において、2024年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

①	中間配当金額		372百万円
②	1株当たりの中間配当金	普通株式	25円00銭
		第2回A種優先株式	82円50銭
③	支払請求権の効力発生日及び支払開始日		2024年12月6日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月26日

株式会社トマト銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 加 井 真 弓

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 桐 徹

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トマト銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トマト銀行及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1 上記の中間監査報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月26日

株式会社トマト銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 加 井 真 弓

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 桐 徹

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トマト銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第142期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トマト銀行の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関

連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1 上記の中間監査報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年11月27日
【会社名】	株式会社トマト銀行
【英訳名】	TOMATO BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 高 木 晶 悟
【最高財務責任者の役職氏名】	経営企画部長 小 田 義 行
【本店の所在の場所】	岡山県岡山市北区番町2丁目3番4号
【縦覧に供する場所】	株式会社トマト銀行神戸支店 (神戸市中央区元町通5丁目1番8号) 株式会社トマト銀行大阪支店 (大阪府大阪市中央区南船場2丁目3番2号) 株式会社トマト銀行東京支店 (東京都千代田区鍛冶町1丁目7番11号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長 高木晶悟は、当社の第142期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

